

発委第4号

長久手市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

長久手市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年3月18日提出

提 出 者

長久手市議会議会運営委員会委員長 大島令子

説 明

この案を提出するのは、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、長久手市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正するため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

長久手市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年長久手市条例第１号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第２条 （略） ２及び３ （略） ４ この条例において「保有個人情報」とは、議会事務局の職員（以下「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、長久手市情報公開条例（平成１３年長久手町条例第２４号_____）第２条第２号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。 ５～９ （略） １０ この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。第１２条第５項において「番号利用法」という。）第２条第<u>９項</u>に規定する特定個人情報をい	（定義） 第２条 （略） ２及び３ （略） ４ この条例において「保有個人情報」とは、議会事務局の職員（以下「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、長久手市情報公開条例（平成１３年長久手町条例第２４号。<u>以下「情報公開条例」という。</u>）第２条第２号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。 ５～９ （略） １０ この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。<u>以下</u>_____）第２条第<u>８項</u>に規定する特定個人情報をい

う。	う。
1 1 ～ 1 3 （略）	1 1 ～ 1 3 （略）
（利用及び提供の制限）	（利用及び提供の制限）
第 1 2 条 （略）	第 1 2 条 （略）
2 ～ 4 （略）	2 ～ 4 （略）
5 保有特定個人情報に関しては、第 2 項第 2 号から第 4 号まで_____の規定は適用しないものとし、この条及び第 3 8 条の次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。	5 保有特定個人情報に関しては、第 2 項第 2 号から第 4 号まで <u>及び第 2 9 条</u> の規定は適用しないものとし、この条及び第 3 8 条の次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。
【別記1 参照】	【別記1 参照】
（個人情報ファイル簿の作成及び公表）	（個人情報ファイル簿の作成及び公表）
第 1 7 条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（ <u>第 3 項において「個人情報ファイル簿」という。</u> ）を作成し、公表しなければならない。	第 1 7 条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（ <u>以下「個人情報ファイル簿」という。</u> ）を作成し、公表しなければならない。
(1) ～ (9) （略）	(1) ～ (9) （略）
2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。	2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
(1) 次に掲げる個人情報ファイル ア 議会の議員若しくは議員で	(1) 次に掲げる個人情報ファイル ア 議会の議員若しくは議員で

あつた者又は職員若しくは職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの イ〜キ （略） (2) 及び(3) （略） 3 （略） （開示請求権） 第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u> </u> <u> </u>自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下<u> </u>「代理人」と総称する。）は、本人に代わつて前項の規定による開示の請求（以下<u> </u> <u> </u>「開示請求」という。）をすることができる。 （訂正請求権） 第31条 （略） 2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下<u> </u> <u> </u>「訂正請求」という。）をすることができる。	あつた者又は職員若しくは職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬<u> </u> <u> </u>に関する事項<u>その他</u>これらに準ずる事項を記録するもの イ〜キ （略） (2) 及び(3) （略） 3 （略） （開示請求権） 第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u>議会の保有する</u>自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下<u>この章において</u>「代理人」と総称する。）は、本人に代わつて前項の規定による開示の請求（以下<u>この章及び第48条において</u>「開示請求」という。）をすることができる。 （訂正請求権） 第31条 （略） 2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下<u>この章及び第48条において</u>「訂正請求」という。）をすることができる。
---	---

3 (略) (訂正請求の手続) 第32条 (略) 2 (略) 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下_____「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (利用停止請求権) 第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止若しくは消去又は提供の停止(以下_____「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 (1)及び(2) (略) 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下_____「利用停止請求」という。)をすることができる。 3 (略)	3 (略) (訂正請求の手続) 第32条 (略) 2 (略) 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下<u>この章において</u>「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (利用停止請求権) 第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止若しくは消去又は提供の停止(以下<u>この章において</u>「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 (1)及び(2) (略) 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下<u>この章及び第48条において</u>「利用停止請求」という。)をすることができる。 3 (略)
---	--

(利用停止請求の手続) 第 39 条 (略) 2 (略) 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下_____「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (適用除外) 第 47 条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>前</u>章（第 4 節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。 (開示請求等をしようとする者に対する情報提供等) 第 48 条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の<u>特定に資する情報の提供</u>その他開示請求	(利用停止請求の手続) 第 39 条 (略) 2 (略) 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下<u>この章において</u>「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (適用除外) 第 47 条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>第 4</u>章（第 4 節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。 (開示請求等をしようとする者に対する情報提供等) 第 48 条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定_____その他開示請求
---	---

等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。	等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。
----------------------------------	----------------------------------

【別記1】

改正後

この条第1項の項からこの条第2項第1号の項まで（略）		
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項第2号の項（略）		

改正前

この条第1項の項からこの条第2項第1号の項まで（略）		
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に

		限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
第38条第1項第2号の項 (略)		

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。